

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 民都大阪休眠預金等活用団体（以下「この法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める倫理規程をはじめとする規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事会および理事の職務権限

(理事会)

第3条 法人の業務執行の基本方針を決定する機関として理事会をおく。その運営については、別に定める理事会運営規程による。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第5条 理事は、代表理事を1名選任し、代表理事を理事長とする。

(理事長)

第6条 理事長の職務権限は、別に定める職務権限規程（法人全体）の別表1「職務権限表（管理担当部門）」及び事業部門に関する業務規程に掲げるもののほか、次の通りとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事)

第7条 理事の職務権限は、別に定める職務権限規程（法人全体）の別表1「職務権限表（管理担当部門）」及び事業部門に関する業務規程に掲げるもののほか、次の通りとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2. 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限を除く。

(代行順序の決定)

第8条 前条第2項に規定する順序については、その必要のあるときは、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、規程等管理規程の定めによる。

附 則

1. この規程は、内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。